

Q & A

可燃ごみの有料化（指定袋制）にあたり、住民のみなさんから寄せられ、広報（平成20年9月号から平成21年2月号）に掲載した質問をまとめています（プラスチック製容器包装の分け方など、この冊子の中で説明しているものは省略しています）。

Q-1 可燃ごみの有料化って何のため？税金だけでは賄えないの？

A-1 現在、家庭可燃ごみは、45ℓ用ごみ袋1袋当り168円のコストがかかっており、全て税金で賄っております。減量に努力している人も、そうでない人も税負担は同じで、結果的に減量努力をしている人に負担をかけていることになっています。このため、有料化によってごみの量に応じた負担をしていただくことで、負担の公平化を図り、住民のみなさんにごみ排出に対するコスト意識を持ってもらい、ごみの減量化につなげられるよう、指定袋制へという形になりました。

Q-2 ごみを減らす必要性ってどんなことがあるの？

A-2 理由は様々ですが、その中でも特に重要な項目を4つ挙げてみます。

- ①家庭から出された可燃ごみは、環境センターで焼却処分されます。焼却するごみの量を減らすことは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量を減らすことにつながり、環境への負担を減らすことができます。
- ②焼却処分していたごみを減らす（資源に再利用する）ということは、限りある天然資源の有効活用になります。
- ③環境センターの焼却施設は平成4年に竣工して以来、今年で16年が経過しています。一般的に焼却施設の寿命は20年から25年といわれており、ごみの量が減れば、施設を長く使えるとともに、維持管理コストもおさえることができます。
- ④環境センターで焼却されたごみは灰となり、大阪湾にある最終処分場に運ばれ、埋め立てています。この最終処分場もあと10年くらいでいっぱいになってしまいます。少しでも長く使用するためにも、ごみの量を減らす必要があります。

Q-3 分別収集の拡大だけでも十分に減量効果が期待できるのでは？

A-3 プラスチック製容器包装を資源ごみとして収集することにより、「リサイクル（再資源化）」という面で一定の効果が期待できますが、「ごみ」そのものの発生を抑制する「リフューズ」という面において、ごみの減量を確かなものにするために有料化を実施するもので、全国平均では15%から20%程度の減量効果があるとされています。

また、有料化は、ごみの減量化だけではなく、負担の公平化、ごみ処理コスト意識の向上やごみ出しルールの徹底を図ることも目的としています。

Q-4 有料化するなら指定袋にカラス対策をしてほしい。

A-4 カラス対策の袋には、袋の中がカラスに見えないように黄色の特殊な着色材料を混ぜているもので、単に黄色だけの袋では効果はありません。

町でも検討しましたが、実際の効果が100%ではないことや、野良猫には効果がないこと、また、袋の作成費用が通常の1.5倍程度必要となってくることなどから導入を見送りました。

Q-5 指定袋制ではなくシール制にする案はなかったの？

A-5 確かにシール制であれば、町から配付していたごみ袋や買い置きのごみ袋をお使いいただけるのですが、ごみの収集時にシールが貼られているかの確認等が必要になり、これまで以上に収集時間がかかってしまいます。熊取町では、衛生面から午前中の収集を基本としていますので、作業効率を考えて、シール制ではなく、指定袋制を導入することとしました。

Q-6 有料化するなら戸別収集にできないの？

A-6 ごみの収集は、衛生面を考慮し、午前中で収集を終えるよう、ステーション方式（10軒を目安に1ヶ所）を原則としています。これを見直し、戸別収集に変更するとなると、設備投資や作業員の増など収集コストの増加は避けられないことから、現状では戸別収集にすることは難しいと考えています。住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

Q-7 剪定した植木の枝は可燃ごみで出せるの？

A-7 可燃ごみでは出せません。可燃ごみとして出せるのは、落ち葉など植木の葉のみで、枝は粗大ごみになります。電話（496-0053）で収集申込をしていただくか、環境センターに直接搬入してください。どちらも有料となります。

Q-8 剪定した植木の枝等は自宅などで燃やしていいの？

A-8 ごみの焼却（野焼きや法律等の基準を満たしていない焼却炉での焼却）は、法律で禁止されており、違反した場合は、警察に検挙され、罰則が適用されます。ごみの焼却行為は、近隣住民の迷惑になることはもちろん、環境に大きな影響を与えますので絶対にしないでください。

Q-9 自治会で実施している清掃（環境美化）のごみ袋も有料になるの？

A-9 指定袋を使っていただく必要はありません。これまでと同様に一定枚数のごみ袋を、町からお配りします。

また、各種団体や事業所等による公共用地の清掃（ボランティア清掃）についても、町からごみ袋をお配りします。

Q-10 指定袋に入れずに出されている可燃ごみはどうするの？

A-10 指定袋以外で出された可燃ごみは、収集しません。収集せずに残すことは、衛生上の問題があると認識していますが、ルールを守っている方との不公平感をなくすため、収集しなかった理由を記載した指導シールを貼って啓発することになります。

ごみ置き場は利用している住民のみなさんで管理しています。可燃ごみに限らず、ルールを守らずごみを出すと付近住民のみなさんの迷惑になりますので、必ずルールを守ってお出してください。

**Q-11 有料化することで、ごみの不法投棄が増えると考えますが、どのような対策を
するのですか？**

A-11 ごみの不法投棄については、これまでも不法投棄防止システムやパトロール監視などを行なってきましたが、これらを引き続き実施するとともに、広報やホームページなどを利用した啓発も強化していきます。

また、町で啓発看板を作製していますので、お渡しすることも可能です。環境課にご相談ください。

Q-12 自分の持っている田畑に不法投棄されたのですが、どうすればいいのですか？

A-12 不法投棄は犯罪です。不法投棄者が判明すれば不法投棄者本人に撤去させることができますが、判明しない場合は、土地所有者（管理者）が自らの責任でごみを処理しなければなりません。田畑や山林、駐車場や空地などの土地を所有（管理）している方、マンションやアパートなどの共同住宅を所有（管理）している方は、日ごろから不法投棄の防止対策を講じていただくようお願いします。

